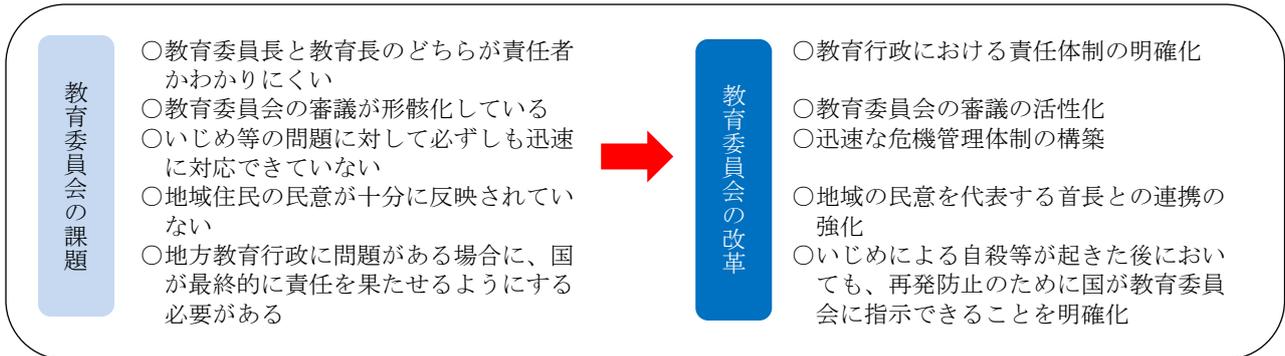


1 趣 旨

教育委員会制度を規定した法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の一部が改正されました。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものであり、平成27年4月1日より施行されます。なお、教育委員会は引き続き執行機関となり、総合教育会議で、首長と協議・調整は行いますが、最終的に執行権限は教育委員会に留保されます。

2 これまでの教育委員会制度が指摘されてきた課題と今般の制度改革の概要



3 法改正のポイント

ポイント① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）を置く
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（現行制度）
 - 委員長（非常勤）……教育委員会の代表者、会議の主宰者
 - 教育長（常勤）……具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者
- 教育長の任期は、3年とする（委員は従前どおり4年）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会議の招集を求めることができる
- 教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する

【経過措置】

- 法施行日において在任中の教育長は、委員としての任期満了まで、又は自ら退任するまで、従前の例により在職し、旧法の制度が適用される。本町の場合、現在の教育長の任期は平成30年9月30日まで。

ポイント② 総合教育会議

すべての地方公共団体に首長主宰の「総合教育会議」を設置

- 首長が招集し、会議は原則公開
- 構成員は首長と教育委員会（必要に応じて、意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針
- 教育基本法第17条に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌して定める（本町の場合は、「矢巾町総合計画」の教育部門を「矢巾町教育振興基本計画」として位置付ける予定である）
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれ所管する事務を執行

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現
- 教育委員によるチェック機能の強化のため
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

4 制度改正のイメージ図

